

軽自動車・バイクの名義変更・廃車手続きはお早めに!



軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどを売買や譲渡、解体などで手放したあと、名義変更や廃車の手続きを行われましたか?

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月1日までに手続きをしないと引き続き使用中とみなされ、課税の対象となります。

車種によって、手続き先が異なりますのでご注意ください。

<問い合わせ・手続き先>

- 原付・農耕用(多久市ナンバー)
市役所1階 税務課 市民税係 ☎0952-75-2126
- 軽四輪・軽三輪
軽自動車検査協会 佐賀事務所 ☎050-3816-1754
- 軽二輪(125cc超~250cc)・自動二輪(250cc超~)
九州運輸局 佐賀運輸支局 ☎050-5540-2082

お知らせ

物価高騰対策給付金を給付します

福祉課 地域福祉係
物価高騰対策給付金窓口

☎0952-75-2113
0120-2001825



■物価高騰対策給付金

令和6年12月13日において多久市の住民基本台帳に登録がある対象の世帯へ給付手続きの案内を送付します。

■対象者

令和6年度住民税について、次に該当する世帯

- ①世帯全員の住民税均等割・所得割ともに非課税である世帯
- ②(こども加算)
 - ①の対象世帯のうち、18歳以下の児童が世帯員として属する世帯(世帯主が18歳以下の児童本人となる世帯の場合は、世帯主は加算の対象となりません。)

◎次に該当する世帯は対象となります

- ・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族など(子・親など)の扶養を受けている世帯
- ・既に他の市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯

帯または当該世帯の世帯主を含む世帯

・租税条約による住民税の免除を受けている人を含む世帯

■給付額

- ①1世帯あたり 3万円
- ②児童1人につき 2万円

■申請などの手続き

該当する世帯には、案内文書を送付します。同封の書類を確認後、申請に必要な書類を返送してください。





60歳以上で求職中の方は
シルバー人材センターへ!

会員募集中

会員 > 生き生きと健康に毎日輝く!
メリット > 仕事に応じて収入も得られる!

シルバー人材センターは
生きがいと地域の
ニーズを結びます。



お問合せ先
公益社団法人 佐賀県シルバー人材センター連合会
TEL 0952-20-2011

佐賀県シルバー 検索

連合会HPへ



シルバー人材センターへ
入会を検討中の皆様へ!

令和6年度厚生労働省委託事業 高齢者活躍人材確保育成事業